

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

平成24年1月18日
独立行政法人水資源機構
副理事長 谷本 光司

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事・業務実績、技術者等に係わる情報から、継続的に工事・業務実績、技術者等のデータの情報を提供するものである。

工事・業務実績、技術者等の情報は、入札・契約手続き時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 工事・業務実績情報提供業務

(2) 業務内容

工事实績情報提供及び測量調査設計業務実績情報提供
詳細は説明書を参照下さい。

(3) 履行期限 平成24年4月1日～平成25年3月31日(予定)

3. 業務目的

本業務は、公共事業における入札契約手続きのより一層の透明性・客観性を確保し、建設工事やコンサルタント業務等の入札契約手続きの適切な執行を図るために活用する受注業者の工事・業務実績、技術者データ等の情報提供を受けることを目的とする。

4. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

以下の各号に該当しない者であること。

- 1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2) 独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）が発注した業務に関し、本公示の日から過去2年以内において次のいずれかに該当したと認められる者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 3) 経営状態が著しく不健全である者
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る当機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 5) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 6) 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
当機構における平成23・24年度の物品製造等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。当機構から指名停止を受けている期間中でないこと。
参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは入札心得書第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 技術力に関する要件

公共事業における以下(ア)及び(イ)の実績情報の提供を受けられること。

(ア) 当機構、国、都道府県、政令指定都市が発注した工事实績情報

・ 請負金額2,500万円以上の工事实績(平成9年度契約以降)

・ 請負金額500万円以上の工事实績(平成14年度契約以降)

(イ) 当機構、国、都道府県、政令指定都市が発注した業務実績情報

・ 請負金額500万円以上の調査設計業務及び地質調査・測量業務実績(平成14年度契約以降)

・ 請負金額100万円以上の調査設計業務、地質調査・測量業務及び補償コンサルタント業務実績(平成20年度契約以降)

(ア)及び(イ)の情報又はそれらと同等以上の情報を保有するか、それらの提供を受けられる旨の証明を参加意思確認書提出時までに書面により提出すること。なお、情報提供については、概ね2週間以内に最新の情報を反映し提供できるものとする。

(3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(5) 業務執行体制に関する要件

4月1日から情報提供を行える体制を確保するものとし、年末年始及び祝日を除く平日の7時から22時までには情報検索が行えるものとする。また、質問等の問い合わせについては、速やかに対応するものとする。

(6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の業務実績について、平成13年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、1件以上の情報提供実績を有していなければならない。

同種業務：公共事業における工事または業務の受注実績データ等の情報を100万件以上提供した業務

類似業務：公共事業における工事または業務の受注実績データ等の情報を提供した業務

5. 手続等

(1) 担当部室

契約関係

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2（ランドアクスタワ-内）

独立行政法人水資源機構 財務部契約課 萩原

電話 048-600-6534 FAX 048-600-6530

技術関係

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2（ランドアクスタワ-内）

独立行政法人水資源機構 技術管理室技術調査課 田中

電話 048-600-6586 FAX 048-600-6588

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成24年1月18日(水)から平成24年2月15日(水)まで。

ただし、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日10時00分から16時00分まで(12時10分から13時00分を除く。)。

交付場所：別途指定するホームページからのダウンロードによる。

ホームページのアドレス等については、(1) まで問い合わせたい。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成24年2月15日(水)16時00分まで。

提出場所：(1) に同じ。

提出方法：持参又は郵送（一般書留、簡易書留その他の配達記録が残る方法に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
関連情報を入手するための照会窓口は5.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限は、平成24年3月7日(水)16時00分までとする。
- (4) 当機構における物品製造等に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定の競争参加資格を有していない者も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 独立行政法人の契約に係る情報の公表
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人との一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。
- (6) 当機構の事由による中止又は延期
契約の締結日は、平成24年4月1日とするが、本業務に係る平成24年度本予算が成立していない場合等の事由により中止又は延期することがある。
- (7) 詳細は説明書による。